特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定

貸　借　対　照　表

（平成24年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	**5,088**	**（固定負債）**	
現金・預金	68	日本銀行返還条件付拠出金	100,000
短期貸付金	5,020	**（特別法上の引当金等）**	
未収収益	0	金融安定化拠出基金	
（固定資産）		民間拠出金見返	900,168
投資その他の資産	1,000,168	**（負債合計）**	**1,000,168**
金融安定化拠出基金資産	800,168	**（資本金）**	
関係会社株式	200,000	政府出資金	5,000
		（剰余金）	
		利益剰余金	88
		繰越欠損金	△ 456,571
		当期未処分利益	456,660
		（純資産合計）	**5,088**
資産合計	**1,005,257**	**負債・純資産合計**	**1,005,257**

㈱　各計数は、単位未満切捨て。

損　益　計　算　書

（自平成23年４月１日　至平成24年３月31日）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	**355,995**	**（経常収益）**	**743,229**
債権処理会社助成事業費		資産運用収入	
業務推進助成金	38,255	金融安定化拠出基金資産運用収入	1,054
一般管理費	218	特例業務負担金収入	190
金融安定化拠出基金繰入	317,522	一般勘定より受入	316,467
（特別損失）		金融安定化拠出基金戻入	425,400
固定資産除却損	0	事業外収益	4
（当期利益金）	**456,660**	資産見返負担金戻入	112
		（特別利益）	
		助成金取消益	69,427
合計	**812,656**	**合計**	**812,656**

㈱１．当期利益金456,660百万円は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行規則（平成８年大蔵省令第34号）第５条第１項の規定により、前事業年度から繰り越した損失を埋め、残余額を次期の積立金として整理する。

２．各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

１．有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、平成23年12月末までの減価償却累計額は、一般勘定へ移管している。

３．引当金の計上基準

金融安定化拠出基金

債権処理会社への出資、円滑な業務の遂行のための助成金の交付等に充てるため、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成８年法律第93号。以下「住専法」という。）第９条第１項の規定により、特定住宅金融専門会社に対する出資者又は貸付債権者であった金融機関等が拠出する拠出金及び同条第２項の規定により、その運用によって生じた利子収入等を計上している。

４．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

⑶　特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定の廃止

この勘定は、平成24年度中に日本銀行の拠出金の返還及び金融安定化拠出基金の残余額の分配を終了後廃止し（住専法第30条第１項）、残余財産の額に相当する金額を国庫に納付する予定である（同条第２項）。

金融再生勘定

貸　借　対　照　表

（平成24年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	**3,996**	**（流動負債）**	**811,413**
現金・預金	96	短期借入金	211,000
短期貸付金	200	預金保険機構債（１年内償還）	600,000
預け金	1,494	機構債発行差額（１年内償還）	△ 19
有価証券	1,668	未払金	109
仮払金	19		